

新型コロナウイルス感染

防止対策を申し入れる

新型コロナウイルスの感染者数が日々増えています。集団感染を防止することが必要です。密室（換気悪い空間）・密集（手に届く距離に多くの人がいる）・密接（近距離での会話や発声）の3条件を行わない事が必要です。しかし、現場では3条件の防止対策が行われていません。「現場における『新型コロナウイルス感染防止』に関する申し入れ」（申16号）を行いました。

I 車両所に関する事項について

1. 各車両所の点呼は、社員同士がかなり密着して整列しているため、間隔を空けること。また、短時間で終わるようにすること。
2. 呼名点呼・作業指示・連絡等を伝達する社員及び管理者は、マスクを着用すること。
3. 各車両所で行っているは唱和等について、飛沫感染の恐れがあるので行わないこと。
4. 各車両所の総合点呼は、狭い空間に数十名の社員がすし詰め状態の中で行っているため、当面総合点呼は中止すること。
5. 大井基地総合庁舎の4・5・7階のトイレに、同庁舎6階のトイレ同様にペーパータオル、アルコール手指消毒剤を配備すること。

II. 運輸所に関する事項について

1. 運輸所における月二回の定例訓練は、換気の悪い密室で社員同士の肩が触れ合うほどの密着した状態で行っている。このことは感染リスクを増大させるものであり直ちに改善すること。また、改善出来なければ中止すること。
2. 運輸所における会社施策の「ワンステップ活動」の会合や英会話等の各種講習取り組みが、換気の悪い密室において行われているため、直ちに改善すること。また、改善出来なければ中止すること。
3. 運転士の待機場所について、換気ができない狭い空間で待機させることを直ちに止めること。特に大井派出や大阪第一車両所においては談話室を利用させること。